

3. 2020年度決算に基づく社員配当金例示

(1) 2020年度決算に基づく2021年度支払配当率の考え方

【個人保険・個人年金保険】

- ・ 新たな社員配当として、内部留保への貢献度に応じてお支払いする「MYミューチュアル配当」を創設
- ・ 従来の社員配当は、市場金利が低位にとどまる状況の長期化をふまえ、利差配当率を引き下げ

【団体保険】

- ・ 保険収支の状況をふまえ、配当率をすえ置き

【団体年金保険】

- ・ 団体年金資産区分の運用実績をふまえ、利差配当率をゼロから引き上げ

(2) 支払配当率の概要

2020年度決算に基づく2021年度支払配当率の概要は以下のとおり

ア. 個人保険・個人年金保険（毎年配当タイプ）

① 通常配当

主契約および特約ごとに次のaからcの合計額。ただし、契約ごとの合計額が負値の場合はこれを0とします。ただし、旧安田生命保険相互会社契約の新・養老保険の主契約部分で保険金が500万円未満の平準払契約については0とします。また、新養老保険、保障付積立保険ドリームプランおよび1998年4月2日以降締結の個人年金保険のうち一時払契約については、特約を含めて0とします。

a. 利差配当

予定利率や保険種類等に応じ、配当率を設定

[例示]（平準払）

- ・ 予定利率2%以下の主契約、特約 : 1.50%（配当基準利回り）－ 予定利率
- ・ 予定利率2%超3%以下の主契約、特約 : 1.35%（配当基準利回り）－ 予定利率
- ・ 予定利率3%超4%以下の主契約、特約 : 1.10%（配当基準利回り）－ 予定利率
- ・ 予定利率4%超の主契約、特約 : 0.70%（配当基準利回り）－ 予定利率

b. 危険差配当

契約日や年齢等に応じ、配当率を設定

c. 費差配当

契約日や保険金額等に応じ、配当率を設定

② 消滅時特別配当

一部の長期継続契約を除き0

イ. 個人保険・個人年金保険（3年ごと利差配当タイプ）

① 2021年度の割り振り額

次のaとbの合計額

a. 利差配当

予定利率や保険種類等に応じ、配当率を設定

[例示]（平準払）

- ・ 予定利率1.5%の主契約（アカウント）：1.50%（配当基準利回り）－ 予定利率
- ・ 予定利率1.0%の主契約（アカウント）：1.00%（配当基準利回り）－ 予定利率
- ・ 予定利率2%以下の特約：1.50%（配当基準利回り）－ 予定利率
- ・ 予定利率2%超の特約：1.35%（配当基準利回り）－ 予定利率

b. ハートフル配当

以下の特約について、年齢・性別・経過等に応じ、配当率を設定

[例示]（ハートフル配当の割り振り対象となる特約の例示）

- ・ 定期保険特約、遺族サポート特約、特定疾病保障定期保険特約、6大疾病保障定期保険特約、重度障害保障定期保険特約、介護保障定期保険特約、生活サポート特約（年金開始前）、生活サポート終身年金特約（年金開始前）、新・入院特約等の特約
- ・ 2011年10月1日以前に締結した、入院特約、3大疾病無制限入院特約、入院保障特約（A）・（B）・（C）等の特約

② MYミューチュアル配当

以下の対象商品のうち、MYミューチュアル配当が2021年度中に支払われる契約について、ポイント単価を300円に設定

[例示]（MYミューチュアル配当の支払対象となる商品）

- ・ ライフアカウントL.A.、メディカルアカウントm.a.

ウ. 個人保険・個人年金保険（5年ごと利差配当タイプ）

① 2021年度の割り振り額

次のaとbの合計額。ただし、新生存給付金付定期保険特約付5年ごと利差配当付養老保険ハッピーバルーンについては特約も含めて0とします。また、こども保険（2012）および明治安田の学資のほけんについては0とします。

a. 利差配当

予定利率や保険種類等に応じ、配当率を設定

[例示]（平準払（除く個人年金保険（2011）））

- ・ 予定利率2%以下の主契約、特約：1.50%（配当基準利回り）－ 予定利率
- ・ 予定利率2%超の主契約、特約：1.35%（配当基準利回り）－ 予定利率

b. ハートフル配当

以下の保険種類・特約について、年齢・性別・経過等に応じ、配当率を設定

[例示]（ハートフル配当の割り振りの対象となる保険種類・特約の例示）

- ・ 終身保険、定期保険、定期保険特約、特定疾病保障定期保険特約、重度障害保障定期保険特約、入院保険等の主契約、特約
- ・ 2011年10月1日以前に締結した、医療保険、入院特約、入院保障特約（A）・（B）・（C）等の主契約、特約

② MYミューチュアル配当

以下の対象商品のうち、MYミューチュアル配当が2021年度中に支払われる契約について、ポイント単価を300円に設定

[例示]（MYミューチュアル配当の支払対象となる商品）

- ・ 新定期保険E

エ. 個人保険（5年ごと配当タイプ）

① 2021年度の割り振り額

次のaとbの合計額

a. 利差配当

予定利率や保険種類等に応じ、配当率を設定

[例示]（平準払）

・主契約、特約 : 1.50%（配当基準利回り）－ 予定利率

b. 危険差配当

年齢・性別等に応じ、配当率を設定

② MYミューチュアル配当

以下の対象商品のうち、MYミューチュアル配当が2021年度中に支払われる契約について、ポイント単価を300円に設定

[例示]（MYミューチュアル配当の支払対象となる商品）

・ベストスタイル(J r.)、メディカルスタイル F(J r.)、明日のミカタ、元気のミカタ

オ. 団体保険

団体の規模や保険種類等に応じ、配当率を設定。ただし、年金払特約等における利差配当率については、個人保険・個人年金保険に準じて設定

[例示]

総合福祉団体定期保険：危険差益に14%から98.7%までの配当率を乗じた額

カ. 団体年金保険

保険種類に応じ、配当率を設定

[例示]

利差配当：経過責任準備金に次の率を乗じた額

- ・ 予定利率0.75%の契約 : 0.99% － 予定利率
- ・ 予定利率1.00%の契約 : 1.18% － 予定利率
- ・ 予定利率1.25%（解約時に一般勘定取崩控除あり）の契約 : 1.55% － 予定利率
- ・ 予定利率1.25%（解約時に一般勘定取崩控除なし）の契約 : 1.36% － 予定利率

(3) 社員配当金（通常配当）の例示

2020年度決算に基づく「組立総合保障保険（5年ごと配当タイプ）」、「終身保険（5年ごと利差配当タイプ）」および「個人年金保険（5年ごと利差配当タイプ）」について、社員配当金の例示は次のとおり

〔例1〕組立総合保障保険（バースタイル 10年更新型）の場合

- 40歳加入・全期掛・男性・月掛（口座振替料率）
- 死亡保険金 1,240万円（生活サポート終身年金特約 240万円、定期保険特約 1,000万円）
- 入院給付金日額 5,000円（新・入院特約）

<5年ごと配当タイプ>

（単位：円）

契約年度	経過年数	保険料 (年換算)	継続中の契約 〔割り振り額〕	継続中の契約 〔配当金〕 ^(注1)	死亡契約 ^(注2)
					〔保険金+配当金〕
2016年度	5年	144,240	8,110	26,742	12,426,742

(注1) 5年ごとの契約応当日に、5年間の割り振り額の累計額をお支払いします。

(注2) 契約応当日直後の死亡の場合の金額（積立配当金を含む）です（以下、〔例2〕～〔例4〕において同じ）。

〔例2〕終身保険（終身保険パイオニアE、平準払）の場合

- 50歳加入・70歳払込満了・男性・月掛（口座振替料率）
- 死亡保険金 1,000万円

<5年ごと利差配当タイプ>

（単位：円）

契約年度	経過年数	保険料 (年換算)	継続中の契約 〔割り振り額〕	継続中の契約 〔配当金〕 ^(注3)	死亡契約
					〔保険金+配当金〕
2016年度	5年	482,880	5,100	24,801	10,024,801
2011年度	10年	453,720	△2,300	25,803	10,033,913

(注3) 5年ごとの契約応当日に、5年間の割り振り額の累計額（ハートフル配当を含む）をお支払いします。

〔例3〕終身保険（終身保険パイオニアE、一時払）の場合

- 60歳加入・男性・一時払
- 死亡保険金 500万円

<5年ごと利差配当タイプ>

（単位：円）

契約年度	経過年数	保険料 (一時払)	継続中の契約 〔割り振り額〕	継続中の契約 〔配当金〕 ^(注4)	死亡契約
					〔保険金+配当金〕
2016年度	5年	4,897,400	2,200	6,600	5,006,600
2011年度	10年	3,922,750	1,950	15,202	5,021,160

(注4) 5年ごとの契約応当日に、5年間の割り振り額の累計額（ハートフル配当を含む）をお支払いします。

〔例4〕個人年金保険（年金かけはし）の場合

- 40歳加入・60歳年金開始・10年確定年金・男性・月掛（口座振替料率）
- 月掛保険料 2万円

<5年ごと利差配当タイプ>

（単位：円）

契約年度	経過年数	保険料 (年換算)	継続中の契約 〔割り振り額〕	継続中の契約 〔配当金〕 ^(注5)	死亡契約 ^(注6)
					〔保険金+配当金〕
2016年度	5年	240,000	2,044	11,923	11,923

(注5) 5年ごとの契約応当日に、5年間の割り振り額（ハートフル配当を含む）の累計額をお支払いします。

(注6) 表中に記載の金額の他に、死亡時には、既払込保険料相当額を死亡給付金としてお支払いします。

〔例1〕から〔例4〕の配当金額は以下のとおり

<5年ごと配当タイプ>

5年ごと配当タイプにおいては、毎年、通常配当の割り振りを行ない、5年ごとに割り振り累計額をお支払い。割り振り累計額が負値の場合、支払配当金は0

<5年ごと利差配当タイプ>

5年ごと利差配当タイプにおいては、毎年、利差配当、ハートフル配当の割り振りを行ない、5年ごとに割り振り累計額をお支払い。割り振り累計額が負値の場合、支払配当金は0

(4) 社員配当金 (MY ミューチュアル配当) の例示

〔例1〕 利率変動型積立終身保険 (ライフアカウント L. A. 10年更新型) の場合

- 40歳加入・70歳払込完了・男性・月掛 (口座振替料率)
- アカウント部分保険料1,000円
- 死亡保険金 3,500万円※+積立金
- ※ {
 - ・2001年度契約は定期保険特約3,500万円
 - ・2006年度・2011年度契約は(新・)生活サポート特約(終身型)2,400万円 (注7)、
遺族サポート特約 1,100万円
- 入院給付金日額 5,000円
- 契約から10年後の特約更新時において、保障額を同額のまま更新

契約年度	保険料(月掛) (単位:円)		MYミューチュアル・ ポイントの累計(注8) (単位:ポイント)	MYミューチュアル 配当の金額 (単位:円)	
	経過年数	契約時			更新後
2011年度	10年	17,068	-	106	-
2006年度	15年	18,556	32,628	322	-
2001年度	20年	15,025	25,370	364	109,200

(注7) (新・)生活サポート特約(終身型)の基本年金年額は240万円です(以下、〔例2〕〔例3〕において同じ)。

(注8) 20年経過後の初めての年単位応当日に、MYミューチュアル・ポイントの累計に当該年単位応当日時点のポイント単価を乗じた金額をお支払いします(以下、〔例2〕〔例3〕において同じ)。

〔例2〕 利率変動型積立終身保険 (ライフアカウント L. A. 10年更新型) の場合

- 30歳加入・70歳払込完了・女性・月掛 (口座振替料率)
- アカウント部分保険料1,000円
- 死亡保険金 3,500万円※+積立金
- ※ {
 - ・2001年度契約は定期保険特約3,500万円
 - ・2006年度・2011年度契約は(新・)生活サポート特約(終身型)2,400万円、
遺族サポート特約 1,100万円
- 入院給付金日額 5,000円
- 契約から10年後の特約更新時において、保障額を同額のまま更新

契約年度	保険料(月掛) (単位:円)		MYミューチュアル・ ポイントの累計 (単位:ポイント)	MYミューチュアル 配当の金額 (単位:円)	
	経過年数	契約時			更新後
2011年度	10年	10,114	-	48	-
2006年度	15年	10,843	14,029	145	-
2001年度	20年	8,990	11,445	190	57,000

〔例3〕 利率変動型積立終身保険（ライフアカウント L.A. 10年更新型）から転換した組立総合保障保険（ベストスタイル 10年更新型）の場合

〔転換前契約〕 利率変動型積立終身保険（ライフアカウント L.A. 10年更新型）

- 30歳加入・70歳払込完了・女性・月掛（口座振替料率）
- アカウント部分保険料1,000円
- 死亡保険金 3,500万円※+積立金
- ※

{	・2001年度契約は定期保険特約3,500万円
	・2006年度・2011年度契約は(新・)生活サポート特約(終身型)2,400万円、
	遺族サポート特約 1,100万円
- 入院給付金日額 5,000円
- 契約から10年後の特約更新時において、保障額を同額のまま更新

〔転換後契約〕 組立総合保障保険（ベストスタイル 10年更新型）

- 2014年度に〔転換前契約〕から転換
- 全期掛・女性・月掛（口座振替料率）
- 死亡保険金 1,740万円（生活サポート終身年金特約 240万円、定期保険特約 1,500万円）
- 入院給付金日額 5,000円

契約年度 (注9)	保険料(月掛) (単位:円)(注10)			ミューチュアル・ ポイントの累計 (単位:ポイント)	MYミューチュアル 配当の金額 (単位:円)	
	経過年数	契約時	更新後 転換後			
2011年度	10年	10,114	-	10,326	64	-
2006年度	15年	10,843	-	12,046	155	-
2001年度	20年	8,990	11,445	14,500	235	70,500

(注9) 転換前契約の契約年度です。

(注10) 転換後契約の保険料は、保険料充当特約による充当保険料を差し引く前の金額です。